

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市地域防災計画

震災対策編（修正素案）」について

資料 1 川崎市地域防災計画震災対策編の修正について

資料 2 川崎市地域防災計画震災対策編（修正素案）の概要について

資料 3 川崎市地域防災計画震災対策編（修正素案）

参考資料 1 川崎市地域防災計画震災対策編（修正素案）
新旧対照表

参考資料 2 川崎市地域防災計画震災対策編（修正素案）
に係るパブリックコメントの実施について

平成 30 年 2 月 8 日

総 務 企 画 局

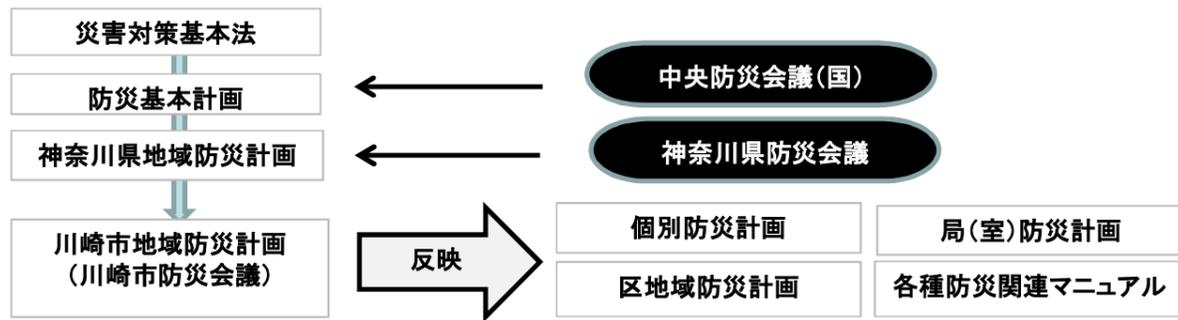
I 川崎市地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は国の防災基本計画に基づくもので、神奈川県地域防災計画等との整合を図りながら作成され、次の4編で構成されております。

- 1 地震防災に関する「震災対策編」
- 2 風水害の防災に関する「風水害対策編」
- 3 鉄道災害、高速道路災害、原子力災害等の防災に関する「都市災害対策編」
- 4 関連する例規、要綱、協定等を掲載した「資料編」

■地域防災計画の体系■



II 修正の目的について

今回の修正は、災害対策基本法の改正や、国における防災基本計画の修正等を踏まえて、「震災対策編」について行うものです。本修正を通じ、計画の更なる充実を図り、本市の防災対策を推進します。

III 関係法令の改正概要について

1 災害対策基本法の改正

■改正の概要

・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時において、直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、港湾管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

IV 主な修正内容

1 法令改正等に伴う修正

(1)災害対策基本法の改正に伴う修正項目

○災害時における港湾管理者の放置車両等への移動命令や港湾管理者自らの車両等の移動権限に関する事項等を追加します。

(震災対策編 第4部3章 交通対策 P135～)

IV 主な修正内容

(2)防災基本計画の修正に伴う修正項目

○最近の災害の教訓等を踏まえて修正された中央防災会議の「防災基本計画」との整合を図るため、避難所の適切な管理運営を行うため専門性を有した外部支援者の協力を得られるよう努めることなどについて追加します。
(震災対策編 第4部第6章 P164～)

2 その他防災関係業務に関する修正

(1)震災時の医療救護体制について

○災害時に保健医療のコーディネート機能を果たすことができるよう災害対策本部健康福祉部内に保健医療調整本部を設置するなどについて追加します。
○熊本地震や訓練の検証を踏まえ、病院のコーディネート体制について役割を整理します。
(震災対策編 第4部4章 P142～)

(2)災害廃棄物等処理計画の改定について

○国の災害廃棄物対策指針や神奈川県災害廃棄物処理計画策定に伴う廃棄物発生推計量等の事項を修正します。
○災害廃棄物等処理計画を効果的に推進するため、計画の体系について整理します。
(震災対策編 第4部第11章 P185～)

(3)川崎市受援マニュアル策定に伴う修正項目

○川崎市受援マニュアル策定に伴う受援体制等を整えられるようにするための事項を反映します。
(震災対策編 第4部第5章 P151～ 第8章 P171～ 第9章 P175～)

(4)初動対策計画の見直し

○熊本地震の検証を踏まえ、本市職員のポテンシャルを最大限活用することで、より効果的な初動対策を実施するため、職員の配備に関する事項等を修正します。
(震災対策編 第3部第1章 P101～)

(5)その他、防災対策強化に係る取組に伴う修正や時点修正等

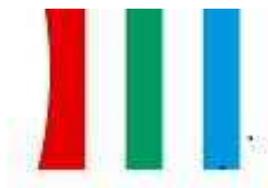
○防災対策をより一層強化するため、新たに設置した「危機管理監」の設置に伴う事項を追加します。
○その他
(震災対策編各部)

V 今後の予定

	平成29年度				30年度
	12月	1月	2月	3月	4月
防災会議					○
防災会議幹事会	○				
防災対策検討委員会	○				
パブリックコメント			○	○	公表

川崎市地域防災計画 震災対策編(修正素案) の概要について

平成30年2月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

■川崎市地域防災計画について■

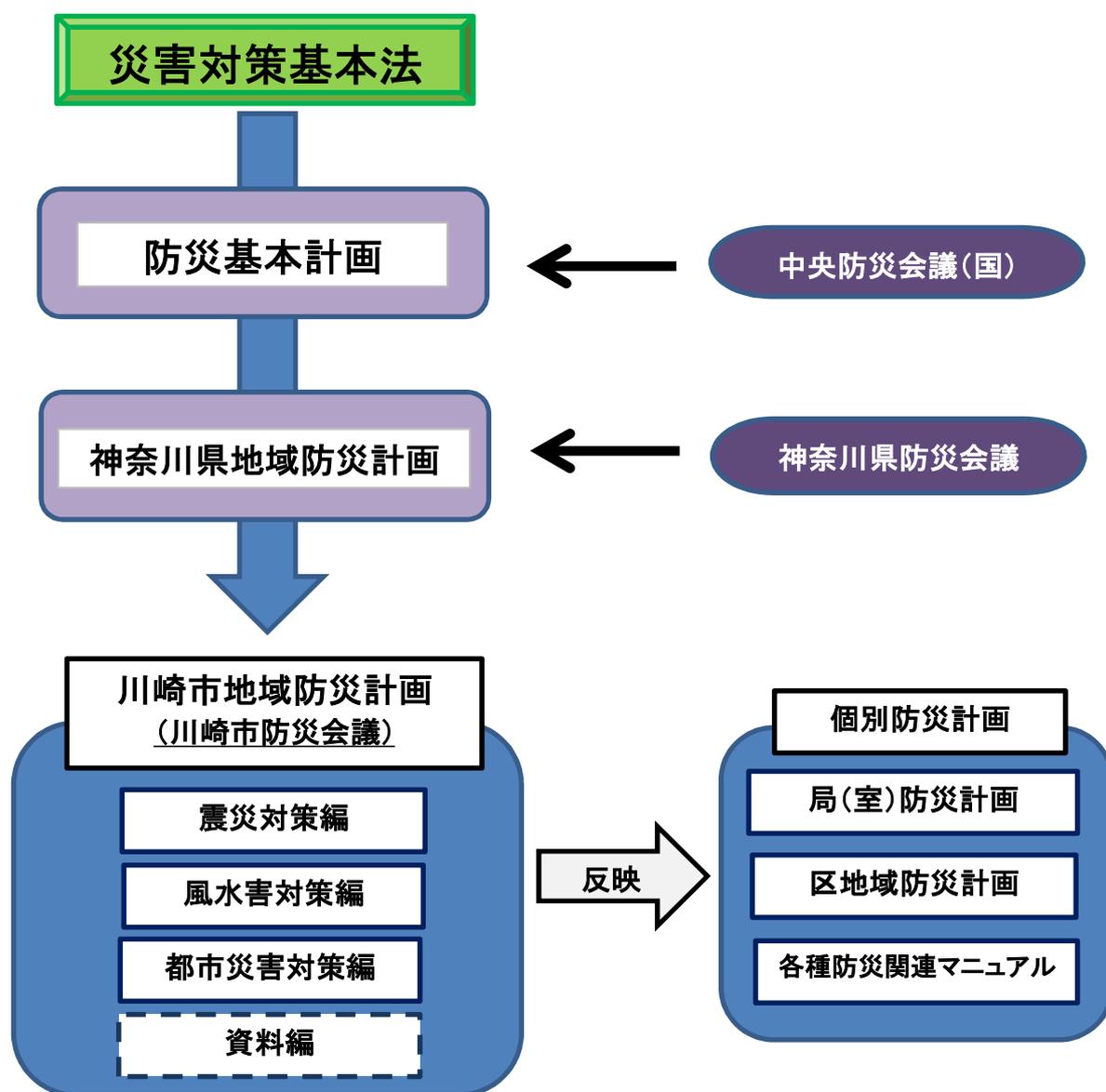
■川崎市地域防災計画とは■

災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は国の防災基本計画に基づくもので、神奈川県地域防災計画等との整合を図りながら作成され、次の4編で構成されております。

- 1 地震防災に関する「震災対策編」
- 2 風水害の防災に関する「風水害対策編」
- 3 鉄道災害、高速道路災害、原子力災害等の防災に関する「都市災害対策編」
- 4 関連する例規、要綱、協定等を掲載した「資料編」

■地域防災計画の体系■



本市地域防災計画の修正に際しては、上記以外に、関係法令、国等において策定した各種防災計画等の内容も反映しています。

■修正の目的■

今回の修正は、平成28年5月に施行された災害対策基本法の改正や、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正、平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)を踏まえた修正及びその他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正による国における防災基本計画の修正等を踏まえるとともに、震災時の災害医療体制や受援体制の強化、初動対策の見直し等を反映するなど「震災対策編」について行うものです。本修正を通じ、計画の更なる充実を図り、本市の防災対策を推進します。

■主な修正について

- 1 災害対策基本法の改正に伴う修正
災害時に緊急交通路等を確保するため、港湾管理者による車両の移動についての権限や、移動に伴う損失補償の規定を設けられたため、その内容を反映します。
- 2 震災時の災害医療救護体制について
震災時に災害医療コーディネート機能を効果的に果たせるよう災害対策本部健康福祉部内に保健医療調整本部を設置することなどについて、整理を行い追加します。
- 3 災害廃棄物等処理計画の改定
国の災害廃棄物対策指針や神奈川県災害廃棄物処理計画策定に伴う廃棄物発生推計量等の事項の修正などを行います。
- 4 川崎市受援マニュアル策定に伴う修正
「川崎市受援マニュアル」(平成29年7月)策定に伴う修正や整合を図ります。
- 5 初動対策計画の見直し
熊本地震の検証を踏まえ、本市職員のポテンシャルを最大限活用することで、より効果的な初動対策を実施するため、職員の配備に関する事項等を修正します。
- 6 その他、防災対策強化に係る取組に伴う修正や時点修正等
新たに設置する「危機管理監」の設置に伴う事項の追加や時点修正等による整合を図ります。

■パブリックコメントの実施について■

- 1 パブリックコメントの実施日時
平成30年2月9日(金)から平成30年3月12日(月)まで
- 2 資料の閲覧場所
・ホームページ
・情報プラザ
・各区役所、支所、出張所及び図書館の閲覧コーナー
・川崎市総務企画局危機管理室(川崎市役所第3庁舎7階)
※川崎市ホームページでも内容をご覧いただけます。
「<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>」
- 3 パブリックコメントの結果公表
平成30年4月下旬を目途に結果の公表を行う予定です。

■修正概要■

法令改正に伴う修正

災害対策基本法の改正内容

・首都直下地震などの大規模地震や大雪等の災害時において、直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、港湾管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずることになりました。

計画への反映

第4部 第3章 P135～

○災害時における港湾管理者の放置車両等の移動の権限に関する事項や移動に伴う損失補償等を追加します。

その他防災関係業務に関する修正

震災時の医療救護体制について

・熊本地震で得られた教訓や平常時における防災訓練等の取組において、より災害時に保健医療のコーディネート機能を果たすことができるよう見直しが必要となりました。

計画への反映

第4部第4章 P142～

○あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立し、また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行うために次の組織を設置します。

・保健医療調整本部：市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行います。

・川崎市災害医療コーディネーター（平成26年5月設置）：効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県保健医療調整本部や関係機関との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行います。

・川崎市災害医療対策会議：川崎市災害医療コーディネーター、関係団体等が、医療機関等の被災状況、傷病者の発生状況等の情報を保健医療調整本部と共有し、今後の対策について検討します。

○熊本地震や訓練の検証を踏まえ、病院のコーディネート体制について役割を整理します。

・市保健医療調整本部は、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメントを行います。

・区本部医療・衛生班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行います。

■修正概要■

災害廃棄物等処理計画の改定について

・環境省の災害廃棄物対策指針や神奈川県災害廃棄物処理計画が策定されたことに伴い、また、東日本大震災等における災害廃棄物の処理に関する多くの教訓を踏まえ、必要な事項について修正が必要となりました。



計画への反映

第4部11章 P184～

○災害の規模、種類、発生場所、発生時期等により、廃棄物の発生量や性状等が大きく異なるため、国及び県が詳細に示した災害廃棄物の区分に基づき、本計画で対象となる災害廃棄物を次のとおり区分けします。

①可燃物、②不燃物、③コンクリートがら、④金属くず、⑤木くず、⑥腐敗性廃棄物、⑦廃家電、⑧廃自動車等、⑨廃船舶、⑩有害廃棄物、⑪その他処理困難物、⑫津波堆積物

○発災後の処理体制を整備するため、国及び県が新たに示した算定方式に基づき改めて災害廃棄物発生量の推計を行いました。結果としましては、従来の発生推計量約377万トンだったものが、約860万トンとなります。



・なお、災害廃棄物等処理計画については、上記事項のほか、災害廃棄物等に係る処理や組織体制等の方針を示していますので、今後、この計画に基づき、詳細な手法・対応等についても、整理します。

川崎市受援マニュアル策定に伴う修正

・熊本地震における応援活動の振返りの結果や九都県市域内相互応援の取組を踏まえて、「川崎市受援マニュアル」を策定しましたので必要な事項を追加します。



計画への反映

第4部5章 P151～、第8章 P170～、第9章 P174～

○応援体制、輸送計画及び物資等の供給について、本市が応援を受け入れるにあたって受入窓口の整理等の受入体制の整備、物資の受入れ・輸送、応援を受ける業務内容の明確化などを「川崎市受援マニュアル」に取りまとめておりますので、このマニュアルに基づき、受援体制等を整えるよう追加しました。

■修正概要■

初動対策計画の見直し

・大規模地震発災時の全市的な災害対応がより円滑に開始できるよう、職員の配置を最適化することを目的として、動員名簿の作成過程において、各要員を確保する優先順位を抜本的に改めました。

計画への反映

第3部第1章 P101～

○各避難所に参集する避難所運営要員の安定的な確保を図ります。避難所運営要員の確保に伴い、避難所運営に係る業務内容の標準化及び研修・訓練の充実化を図ることで、地域との信頼関係に基づく地域完結型の避難所運営を進め、また各職場においては、組織指向の業務継続体制へと転換することで、全庁的な意識改革を促し、本市のポテンシャルを最大限活用することによる効果的な初動対策を実施します。

○ 具体的な災害動員の動員区分及び主な活動内容について次のとおり見直します。

・本部要員

災害時の応急活動を行う上で必要な、多角的な計画の策定・連絡・調整等を行う職員。

参集場所……………役割に応じて、災害対策本部または各職場に参集する。

・応急対策要員

災害時の初動活動として、人命等に係わる必要不可欠な業務、または市民生活の維持のために必要な業務を担う職員。

参集場所……………各職場に参集する。但し、各職場以外で活動を開始することとされている職員については、あらかじめ指定された参集場所に参集する。

・業務継続要員

区役所を除く各職場において、業務継続計画(震災対策編)に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

参集場所……………各職場に参集する。

・避難所運営要員

各避難所において住民や教職員と共に避難所運営に当たる職員。

参集場所……………指定された避難所に参集する。

・区本部要員

各区役所において区本部及び同事務局を構成する職員。または、区役所の各職場において、業務継続計画(震災対策編)に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

・区業務継続要員

各区役所において、業務継続計画(震災対策編)に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

参集場所……………各職場に参集する。

その他、防災対策強化に係る取組に伴う修正や時点修正等

○災害時に市民の生命・財産を守るため、災害事象に応じた適切な対応を迅速に行うことは、防災行政における最重要課題であると認識しており、平時より、各局区による防災訓練の実施や緊急時の組織体制の強化など地域防災力向上に向けて取り組んできました。この度、防災対策をより一層強化するため、新たに設置した「危機管理監」について、災害対策本部及び災害対策本部事務局における位置付けを反映します。

計画への反映

第3部第1章 P101～